

## 社会福祉法人二色福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二色福社会の役員等の報酬に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、法人業務を行う理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会外部委員及び苦情解決・虐待防止第三者委員をいう。

### (報酬の総額)

第3条 役員等に対して、各年度の総額5,000,000円を超えない範囲で本規程に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

### (報酬の支給)

第4条 本規程に基づいて報酬を支給する役員等は次に掲げる者とする。なお評議員、評議員選任・解任委員会外部委員及び苦情解決・虐待防止第三者委員の報酬については、無報酬とする。

- (1) 理事長
- (2) 理事長の命を受けて法人の業務を行う理事及び監事
- (3) 法人職員を兼務する理事

### (支給額)

第5条 役員等に対する報酬は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 別表に定める額
- (2) 理事長の命を受けて法人の業務を行う理事及び監事 別表に定める額
- (3) 法人職員を兼務する理事 別表に定める額
- (4) 交通費 実費相当額

### (支給日)

第6条 役員等報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

### (その他の支給額)

第7条 第2条に掲げる者に対して、以下の手当を支給する。

(1) 旅費 社会福祉法人二色福社会旅費規定による額

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。

2014年 5月27日改訂

2017年 3月30日改訂

2017年 6月10日改訂

2018年 6月20日改訂

別表

区 分	報 酬
理事長並びに理事長の命を受けて法人の業務を行う理事及び監事	日額 17,000円
法人職員を兼務する理事	職員給与とは別に月額10,000円